

# 鳥取県町村総合事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和42年4月1日 条例第20号)

改正 平成29年 3月 日条例第 5号

## (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

## (職員の職務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者又は管理者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

## (権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除く外、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、管理者が定めることができる。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後30日以内に新たに職員となった者は、第2条の規定にかかわらずこの条例施行後30日間は、宣誓を行う前においてもその職務を行うことができる。

## 附 則（平成29年 条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式

## 宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印